

江南区見守りシール交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徘徊高齢者等に対する江南区見守りシール交付事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、徘徊高齢者等の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、介護者等の精神的負担の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「徘徊高齢者等」とは、認知機能の低下に伴う徘徊により行方不明となるおそれのある者をいう。

2 この要綱において「介護者等」とは、徘徊高齢者等を在宅で介護する者及びその家族をいう。

3 この要綱において「個別番号」とは、インターネットを通じて登録された徘徊高齢者等及び介護者等の情報から、個人を特定するための番号をいう。

4 この要綱において「シール」とは、二次元バーコードを記載した耐洗コードラベル及び蓄光シールをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、新潟市（江南区役所健康福祉課）とする。

2 市長は、事業に係る業務の一部を、適切に実施することができると認める事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、新潟市江南区に住所を有し在宅で生活する徘徊高齢者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 40歳以上の者で初老期における認知症等と診断された者
- (3) その他市長が認める者

(事業内容)

第5条 事業は、あらかじめ登録した個別番号並びにシールを介護者等に交付することにより行うものとする。

2 シールの交付を受けた介護者等は、徘徊高齢者等が使用する頻度の高い衣類及び所持品に当該シールを貼り付けるものとする。

3 介護者等は、徘徊高齢者等が行方不明となった場合には、当該徘徊高齢者等を発見し、シールに記載した二次元バーコードを読み取った者とインターネットにより通信し、当該徘徊高齢者等の早期の保護に努めるものとする。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、江南区見守りシール交付事業利用申請書（新規・変更）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、江南区見守りシール交付事業利用（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用が決定した者（以下「利用者」という。）に対し、別に定めるシール枚数を無償で交付するものとする。

3 利用者は、シールが不足したときは、江南区見守りシール交付事業シール追加交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請に係るシールの交付を行う。この場合において、当該交付に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(変更申請)

第8条 利用者は、第6条の申請の内容に変更があるときは、江南区見守りシール交付事業利用申請書（新規・変更）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の辞退)

第9条 利用者は、事業を利用する必要がなくなったときは、江南区見守りシール交付事業利用辞退届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 前条の届出をしたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が事業の利用の必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをするときは、江南区見守りシール交付事業利用取消通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速やかに必要な情報をインターネットを通じて登録し、徘徊高齢者等の衣類及び所持品にシールを貼り付けること。
- (2) シールを改ざんしないこと。
- (3) シールを他人に譲渡し、又は販売しないこと。
- (4) シールをこの要綱の目的に反して使用しないこと。
- (5) 利用開始に伴いインターネットを通じて登録した情報に変更があるときは、速やかにこれを変更すること。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、事業の実施に当たっては、管轄の警察署及び江南区内の地域包括支援センター等の関係機関に情報提供を行い、密接な連携を図るものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

ID :

様式第 1 号

江南区見守りシール交付事業利用申請書（新規・変更）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 氏名

対象者との続柄（ ）

住所

電話番号

江南区見守りシール交付事業について、次のとおり [新規 ・ 変更] 申請します。

対象者の状況	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平
	氏 名			年 月 日
	住 所	新潟市江南区		
	要介護度	☐ なし ☐ 該当（要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5） ☐ 申請中		
	主治医	医療機関名： 主治医：		
	ケアマネジャー	☐ なし ☐ あり…事業所名： 担当者：		
緊急連絡先	第 1 連絡先 続柄（ ）	氏名： 電話： — — 住所： Eメール：		
	第 2 連絡先 続柄（ ）	氏名： 電話： — — 住所： Eメール：		
	第 3 連絡先 続柄（ ）	氏名： 電話： — — 住所： Eメール：		

※Eメールは、個人を特定できる情報を含まないものをご記入ください。

※変更の場合は、対象者氏名、生年月日及び変更箇所のみご記入ください。

※本事業は、江南区特色ある区づくり事業として実施していますので、事業対象者は江南区に住所を有する方に限られます。

【同意欄】

私は、本事業の実施に当たり、住民基本台帳及び介護保険情報等、市が保有する情報のうち、対象者に係る個人情報を経営に必要範囲において市職員が閲覧することに同意します。また、事業実施にあたり、管轄の警察署、消防署及び地域包括支援センター等関係機関から情報提供を依頼された場合、対象者の個人情報を提供することに同意します。

年 月 日

対象者氏名 _____

介護者等氏名 _____

様

新潟市長

江南区見守りシール交付事業利用（決定・却下）通知書

年 月 日付で申請のあった江南区見守りシール交付事業については、次のとおり〔決定・却下〕しましたので通知します。

対象者	氏 名	
	住 所	新潟市江南区

1 決定の場合

個別番号	
注意事項	1 速やかに必要な情報をインターネット環境下において登録し、対象者の衣類及び所持品にシールを貼付してください。 2 上記により登録した情報に変更がある場合は、速やかに登録した情報を変更してください。 3 本事業は、江南区特色ある区づくり事業として実施していますので、事業対象者は江南区に住所を有する方に限られます。 4 緊急連絡先に変更があった場合は、江南区見守りシール交付事業利用申請書（新規・変更）（様式第 1 号）を市に提出してください。 5 シールが不足する場合は、江南区見守りシール交付事業シール追加交付申請書（様式第 3 号）を市に提出してください。 6 対象者が、死亡・江南区外へ転出、施設へ入所した場合は届出が必要です。江南区見守りシール交付事業利用辞退届出書（様式第 4 号）を市に提出してください。

2 却下の場合

理 由	
-----	--

様式第 3 号

江南区見守りシール交付事業シール追加交付申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 氏名

対象者との続柄 ()

住所

電話番号

江南区見守りシール交付事業のシール追加交付について、次のとおり申請します。

対象者	ふりがな		個別番号	
	氏 名			
	住 所	新潟市江南区		
希 望 数	セット (1セットは、耐洗コードラベル30枚、蓄光シール10枚です。)			

様式第 4 号

江南区見守りシール交付事業利用辞退届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 氏名

対象者との続柄 ()

住所

電話番号

江南区見守りシール交付事業の利用について辞退しますので、次のとおり届け出ます。

対象者	ふりがな		個別番号	
	氏名			
	住所	新潟市江南区		
辞退理由	該当する番号を○で囲んでください。 1 死亡 2 江南区外へ転出 3 施設へ入所 4 その他 []			
備考				

第 号
年 月 日

様

新潟市長

江南区見守りシール交付事業利用取消通知書

年 月 日付 第 号で決定しました江南区見守りシール交付事業の利
用については、次のとおり取り消しましたので通知します。

対象者	ふりがな		個別番号	
	氏名			
	住所	新潟市江南区		

理由	1 死亡 2 江南区外へ転居 3 施設へ入所 4 その他 ()
----	---